

別表2(第3条、第4条、第5条、第8条、第12条、第14条、第15条、第16条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護施設等の整備に関する事業	地域密着型サービス等整備助成事業							
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	第2欄に掲げる施設を整備する事業者	第2欄に掲げる施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	4,880千円/整備床数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号
	認知症高齢者グループホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所との合築・併設を行う場合に限る。			4,880千円に1.05を乗じた額/整備床数				
	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (いずれも空き家を活用した整備を除く。)			36,600千円/1施設				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			6,470千円/1施設				
	認知症対応型デイサービスセンター (空き家を活用した整備に限る。)			9,710千円/1施設				
	介護予防拠点			9,710千円/1施設				
	介護医療院(定員29名以下)	61,000千円/1施設						
	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業							
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	第2欄に掲げる施設を開設する事業者	第2欄に掲げる施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費(※1)を含む。)、報酬(最大6ヶ月間を上限とする。)、給料(最大6ヶ月間を上限とする。)、職員手当等(最大6ヶ月間を上限とする。)、共済費(最大6ヶ月間を上限とする。)、賞金(最大6ヶ月間を上限とする。)、旅費、役員費、委託料又は工事請負費(※1)	914千円/定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所)にあっては、 宿泊定員数とする。)	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-1号 ・様式第3号
	認知症高齢者グループホーム			15,300千円/施設数				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			914千円/定員数				
	介護付きホーム(定員29名以下)(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)							
	介護医療院(定員29名以下)							
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所							
介護付きホーム(定員30名以上)(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)								
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(定員29名以下の地域密着型施設等)(地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。	458千円/定員数					
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(定員30名以上の広域型施設等)(特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、養護老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。	458千円/定員数					
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業(介護老人保健施設(定員30名以上))	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	1,230千円/定員数	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-2号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-2号 ・様式第3号	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業								
介護施設等の看取り環境の整備(看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム)	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設等の整備のための改修に係る経費(工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費(※1)を含む。)	3,820千円/1施設	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-3号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-3号 ・様式第3号	
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業								
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	簡易陰圧装置:4,710千円/1台(知事が認めた台数)(定員数を上限とする)	10/10	○	・様式第1号 ・様式第2-3-4号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2-3-4号 ・様式第3号	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)。(※3)	1,070千円/定員数					

【※】 1 工事請負費は、県内事業者が施行したもの、委託費は、県内事業者が実施したものに限り、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認めた場合については、この限りでない。
 2 工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
 3 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。